




# 総括 ▶ 近畿大学並びに附属病院移転問題

理解し難い今回の移転問題に関し、大阪狭山市政史上、極めて残念な結果になりつつある事実を後世に残しておく必要性を感じて総括します。

## ★ 移転に関する現在までの経緯

1. 近大関係者は、医療法に基づく2次医療圏の問題があり、当初は現地での建替えを考えていた。
2. 建設費の問題があり、色々と検討していたところに、泉北地域の活性化が出てきてその計画に乗った。しかし、2次医療圏の規則により、現地での建替えが出来ない場合にのみ許されるとの制約があり、建替え出来ない理由として「大阪狭山市からの東大池公園の一時借用が出来ない」と主張。
3. 大阪府と堺市と近大の3者で、移転に関する基本計画を作成。
4. 3者の基本計画に基づき、300床の分院を残すと大阪狭山市に表明。
5. その後、300床の分院は28診療科目であると大阪狭山市に通知。
6. その後、経営の問題などを持ち出して、当初の300床の分院計画を撤回し、完全移転を表明する一方、当初計画の堺病院の廃院計画を翻し存続とし咲花病院へ売却。
7. 大阪狭山市、市議会と市民（約3万人署名）は当初の分院（300床）開設の約束の履行を求めた。
8. 大阪狭山市からの分院開設の約束の履行要望に対し、300床の病院の斡旋案を持ち出す。
9. 大阪府と近大は苦肉の策として、平成30年7月30日に開催された南河内病床懇話会で「医学部併設特例」の使用に変更した。（約8万坪もある現在地での建替えが出来ないとの主張は理解されない為か）
10. 厚生労働省との協議には、地元の同意が必要条件だったので、9月に大阪府・大阪狭山市・近大の3者で「移転後の跡地の有効利用についての基本協定書」を締結。
11. この基本協定書の締結を機に大阪府は南河内保健医療協議会と堺市保健医療協議会で移転計画を説明・提案し、両保険医療協議会での移転承認を取り付けた。（堺市での協議会では2件の付帯決議が付いた。）
12. 大阪府医療審議会でも4つの付帯条件が付きながらも承認され、現在厚生労働省と協議中。

## ★ 指摘されるべき問題点

1. この特例は医学部、医育機関と附属病院の同時移転を想定していない（奈良県立医科大学は医学部キャンパスと病院は1km離れているし、国際医療福祉大学は医学部から車で20分弱の場所に附属病院を建設中）もし、医療圏を越えることの不可避性がなくて、医学部併設の特例の適用が認められるとしたら、全国にある医学部併設病院は病院の都合で自由に2次医療圏を越えることが出来てしまい、医療法で定められている2次医療圏（全国344）の存続にかかわる。
2. 今回の移転により、南河内医療圏唯一の三次救急医療機関と災害拠点病院が無くなり、2次医療圏毎に1カ所以上設置することを目標としてきた大阪府第7次医療計画との整合性がなくなる。特に三次救急医療の移転は、南河内地域の救急救命率が低下する。
3. 堺市医療圏では第7次医療計画の基準病床より3801多いのに更に800の病床が追加される。
4. 堺市の報告書では、近大移転に伴う年間の経済波及効果は、114億円、雇用の効果が1,000人。この移転は堺市の活性化に寄与するが、大阪狭山市の不活性化になるのは必定。
5. 私達、大阪狭山維新の会は、医療水準の低下もさることながら、まちづくりの観点から、移転の絶対反対を主張。
6. 既定の事実が多く積み上げられてきている現実。例えば、近大医学部受け入れの為に泉ヶ丘プールの代替地として原山公園整備事業（47億円）の実施。田園公園の代替地にビッグバン横地の買い取り費用100億円（推定）・移転する公園整備に掛かる費用・本来は建て替える必要がなかった三原台第一住宅を近大病院の用地確保の為に高層化など。
7. 近隣住民の大切な憩いの場である都市公園の移転は住民の環境権の軽視。